認証基準(学校教育法等)と申請内容との対比表(日本社会福祉教育学校連盟)

認証評価基準		中ま老の中ま山穴
基準	基準に係る細目 (平成30年4月1日施行改正細目省令版)	申請者の申請内容
1. 大学評価基準	(1) 大学評価基準が、学校教育法及び大学設置基準等に適合	資料4-3(「評価基準と専門職大学院設置基準等との対比表」)のとおり。
及び評価方法が認	していること。 (細目省令第1条第1項第1号)	
証評価を適確に行	(2) 大学評価基準において、評価の対象となる大学における	一般社団法人日本社会福祉教育学校連盟(以下「学校連盟」)の定める認証評価基準
うに足りるもので	特色ある教育研究の進展に資する観点からする評価に係る項目	は学校教育法第109条に規定する大学評価基準として策定されるものであり、社会
あること。	が定められていること。 (細目省令第1条第1項第2号)	福祉系専門職大学院の教育活動等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的
(学教法第110		で多様な発展に資することを目的として、9の「大項目」を設けており、その下に「中
条第2項第1号		項目(33 項目)」及び項目に対応した「評価の視点(91 視点)」を設定している。
		解釈指針は、各基準に関する規則、ならびに各基準に係る説明、および例示を規定
		したものであり、その内容により、次の3つに分類される。
		(i) 社会福祉系専門職大学院において、定められた内容が満たされていることが
		求められるもの。
		(ii) 社会福祉系専門職大学院において、少なくとも、定められた内容に関する措
		置が講じられていることが求められるもの。
		(iii) 社会福祉系専門職大学院において、定められた内容が実施されていれば、「優
		れている」と判断されるもの。
		各専門職大学院が更なる質の向上を目指して、自己点検・評価出来るよう、(iii)の
		解釈指針が設定されている。(大学評価基準(添付資料7))
	(3) 大学評価基準を定め、又は変更するに当たっては、その	評価基準設定の際には、学校連盟で十分審議され、その過程の公平性及び透明性を
	過程の公正性及び透明性を確保するため、その案の公表その他	確保するため、学校連盟ホームページによる情報提供を行った。(添付資料12)また、
	の必要な措置を講じていること。 (細目省令第1条第1項第3	学校連盟は、評価基準を変更する場合にも、その過程の公平性及び透明性を確保する
	号)	ため、その検討段階において事前に案を公表し、広く意見を求める等の必要な措置を
		講じると規定している。(手続き規則第14条(添付資料13))

(4)評価方法に、大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析、 大学の教育研究活動等の状況についての実地調査<u>並びに高等学</u> 校、地方公共団体、民間企業その他の関係者からの意見聴取 が含まれていること。

(細目省令第1条第1項第4号)

(5) 認証評価の結果において改善が必要とされる事項を指摘 された大学の教育研究活動等の状況について、当該大学の求め に応じ、再度評価を行うよう努めることとしていること。 (細目省令第1条第1項第5号(新設)) 再評価に関して以下のとおり定めている。

第13条第1項 本連盟の認証を受けた専門職大学院は、本連盟が認証評価報告書に おいて期日を定めて評価項目の全部もしくは一部について再評価を受けることを求 めた場合には、評価後の経過年数にかかわらず、これに応じなければならない。

手続き規則第3条において、評価方法にかかる地方公共団体、民間企業その他関係

評価対象専門職大学院が作成した自己点検評価報告書、その他、学校連盟 が必要と認めて入手した資料の分析・検討(書面調査)、および評価対象専

門職大学院に関する面談、授業・施設の視察および関連資料の閲覧調査等を

内容とする訪問調査により、評価を実施することとしている。

者からの意見聴取、書類審査及び訪問調査を通じて評価を行うことを定めている。

第2項本連盟の認証評価を受けた専門職大学院は、前項本文にかかわらず、必要に応じて、どの時点においても、評価項目の一部について認証評価の実施を求めることができる。但し、当該項目の認証評価の具体的な実施時期等については、本連盟と協議し、双方の合意の上で日程を定めるものとする。(手続き規則(添付資料13))

- (6) 大学評価基準に次の事項が定められていること。
- ①教員組織、②教育課程、③施設及び設備
- ④その他教育研究活動等に関すること。 (細目省令第1条第3項)
- ①教員組織
- ②教育課程
- ③施設及び設備
- ④その他教育研究活動等に関すること

添付書類7 「基準6 教員組織等」(p8~9)参照。

添付書類7 「基準3 教育課程及び内容・方法」(p4~5)参照。

添付書類 7 「基準 7 教育環境」(p10)参照。

全体として下記のとおり基準が構成されており、細目省令が求める「その他教育研究 活動等に関すること」についても、評価を行うことができる。

基準1 使命・目的・

基準2 入学者選抜

		基準3 教育課程及び内容方法
		基準4 教育の質の向上及び改善
		基準 5 学生への支援体制
		基準6 教員組織等
		基準7 教育環境
		基準8 情報公開・説明責任
		基準9 運営管理及び財務
2. 認証評価の公	(1) 大学の教員及びそれ以外の者であって大学の教育研究活	認証評価の組織体制については、社会福祉系専門職大学院認証評価審査規程(添
正かつ適確な実	動等に関し識見を有する者が認証評価の業務に従事しているこ	付書類13)第2条(認証評価委員会)、第3条(判定委員会)及び第4条(異
施を確保するた	と。ただし、法第109条第3項の認証評価(専門職大学院の	議審査委員会)に規定している。
めに必要な体制	評価) にあっては、これらの者のほか、当該専門職大学院の課	社会福祉系専門職大学院認証評価委員会は、社会福祉教育に従事する大学院教員、
が整備されてい	程に係る分野に関し実務の経験を有する者が認証評価の業務に	実務の経験を有する社会福祉士及び外部有識者をもって構成する。
ること。(学教法	従事していること。 (細目省令第2条第1号)	社会福祉系専門職大学院判定委員会は、認証評価委員、同委員に選任されていない
第110条第2項第		社会福祉教育に従事する大学院教員、実務の経験を有する社会福祉士及び外部有識者
2号)		をもって構成する。
		社会福祉系専門職大学院認証評価異議審査委員会は、日本社会福祉教育学校連盟の
		理事又は監事、実務の経験を有する社会福祉士及び外部有識者をもって構成する。
	(2)大学の教員が、その所属する大学を対象とする認証評価	社会福祉系専門職大学院認証評価委員会規程第3条第3項及び第10条第2項におい
	の業務に従事しないよう必要な措置を講じていること。(細目	て次のように規定し、委員がその所属する大学を対象とする認証評価の業務に従事し
	省令第2条第2号)	ないよう配慮している。
		第3条第3項 本規程において利害関係者とは、認証評価を申請又は予定している大
		学の役員及び専任の教職員をいう。
		第10条第2項 認証評価委員は、その所属もしくは利害関係を有する社会福祉系専
		門職大学院に関する議事には参加できない。

(3) 認証評価の業務に従事する者に対し、研修の実施その他 の必要な措置を講じていること。(細目省令第2条第3号) 社会福祉系専門職大学院判定委員会規程第6条において次のように規定し、認証評価の業務に従事する者に対し必要な研修の機会を設けることとしている。

第6条 判定委員は、原則として、本連盟が行う認証評価研修に参加しなければならない。

(4) 大学評価基準、評価方法、認証評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果 を公表するものとしていること、(改正細目省令第2条第4号 (新設)) 社会福祉系専門職大学院認証評価委員会規程第2条第4項において次のように規定している。

第2条第4項 評価基準、評価方法、認証評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について自己点検及び評価を行い、本連盟理事会の決議を経て、その結果を 公表する。

(5) 法第109条第2項の認証評価(大学等の評価)の業務 及び同条第3項(専門職大学院の評価)の業務を併せて行う場 合においては、それぞれの認証評価の業務の実施体制を整備し ていること。(細目省令第2条第4号) 非該当。

(6) 認証評価の業務に係る経理については、認証評価の業務 以外の業務を行う場合にあっては、その業務に係る経理と区分 して整理し、法第109条第2項の認証評価(大学等の評価) の業務及び同条第3項(専門職大学院の評価)の業務を併せて 行う場合にあっては、それぞれの認証評価の業務に係る経理を 区分して整理していること。(細目省令第2条第5号)

認証評価事業の会計は、学校連盟の一般会計と区分した独立会計(特別会計)によるものとする。

3. 認証評価の結果の公表及び文部科学大臣への報告の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。

(学教法第110条第2項第3号)

手続き規則第3条において次のように規定し、大学に対して意見の申立ての付与をしている。

第3条 本連盟の認証評価は、以下のプロセスにより行う。

①~⑨ 略

		⑩評価対象専門職大学院への認証評価報告書(一次案)の送付と意見申立の機会	
		の提供	
		①~③ 略	
4. 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人(人格のない		本連盟は、一般社団法人として、内閣府より移行許可(平成25年4月1日)	
社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。) であること。		されており、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」等関係法令及び	
(学教法第110条第2項第4号)		学校連盟の定款に則り運営されている。現在までに、法令等の違反事由はな	
		いとともに、内閣府から改善の指摘を受けた事実もない。	
		また、本連盟は、年会費(正会員 140,000 円、個人会員 14,000 円)を中心	
		に安定した収入が見込まれ、平成26年度末の資産は38,886,916円、退職給付	
		引当金等の負債を除く正味財産は35,189,039円という財務状況となっており、	
		評価事業を行う上で、十分な経理的な基礎を有している。	
5. 文部科学大臣により認証を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない		非該当。	
法人でないこと。(学教法第110条第2項第5号)			
6. その他認証評	(1) 学校教育法施行規則第169条第1項第1号から第8号	事項の公表については、本連盟のWEBサイトに掲載する等の方法により公	
価の公正かつ適	までに規定する事項(①名称及び事務所の所在地、②役員の氏	表する事としている。(手続き規則(添付書類6))	
確な実施に支障	名、③評価の対象、④大学評価基準及び評価方法、⑤評価の実		
を及ぼすおそれ	施体制、⑥評価の結果の公表の方法、⑦評価の周期、⑧評価に		
がないこと。	係る手数料の額)を公表することとしていること。(細目省令		
(学教法第11	第3条第1項第1号)		
0条第2項第6			
号)	(2) 大学から認証評価を行うことを求められたときは、正当	本連盟は、社会福祉系専門職大学院から認証評価を行うことを求められたと	
	な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該認証評価を行うこと	きは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく当該社会福祉系専門職大学院の	
	としていること。(細目省令第3条第1項第2号)	認証評価を行うこととしている。	
	(3) 大学の教育研究活動等の評価の実績があることその他に	本連盟は、公益社団法人日本社会福祉士会、全国社会福祉法人経営者協議会	
	より認証評価を公正かつ適確に実施することが見込まれること	等と連携しつつ、平成 14 年度以降「大学院教育検討委員会」(現 「大学院	
5			

。(細目省令第3条第1項第3号)

(4) 認証評価を行った後、当該認証評価の対象となった専門職大学院を置く大学が次の認証評価を受ける前に、当該専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、変更に係る事項について把握し、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるよう努めることとしている。

(細目省令第3条第2項)

7. 認証評価を行ったときは、遅滞なく、その結果を大学に通知する

評価結果の公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。(学教法施行規則第171条)

委員会兼専門職大学院認証評価準備委員会」)を中心に、社会福祉系大学院の教育課程・教育方法の学習成果の評価方法を検討し、「社会福祉系大学院博士前期・修士課程カリキュラム・ガイドライン」を策定し、連盟が主催する全国社会福祉教育セミナーの分科会等において、そのあり方を協議してきた。

また、専門職大学院の認証評価に係る審査基準及び手続きについては、平成19年、上記委員会のもとに「社会福祉系専門職大学院の評価に関するワーキンググループ」を設置し、その評価基準の枠組みや項目について検討・作成し、その基準を基に、これまで平成20年と24年の二度にわたり、該当専門職大学院第三者評価事業を実施してきた。

学校連盟の理事は、正会員および社会福祉分野関連団体の役員で構成され、これら団体が長年に渡り実施してきた社会福祉分野教育への取り組みや専門職業人への研修などの経験と認証評価機関設立のための準備活動に鑑み、学校連盟が社会福祉系専門職大学院の認証評価を公正かつ的確に実施することに支障はない。

社会福祉系専門職大学院は、認証評価を受けた後、次の認証評価を受ける前に、教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、すみやかに、変更に係る事項を学校連盟に通知しなければならないとされており、学校連盟は、前項の通知等によって変更に係る事項について把握したときは、当該社会福祉系専門職大学院の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずることとしている。(手続き規則第11条(添付書類6))

本連盟は、確定した評価報告書を刊行物及びWEBサイトに掲載する等の方法で公表することとしている。また、評価対象専門職大学院から提出された自己点検評価報告書も学校連盟のWEBサイトで公表することとしている。(手続き規則第4条(添付書類6))

とともに、文部科 学大臣に報告し なければならな い。 (学教法第11

0条第4項)

8. 大学評価基準、評価方法その他文部科学大臣の定める事項(名称及び事務所の所在地、役員、評価の対象、評価の実施体制、評価の結果の公表の方法、評価の周期、評価にかかる手数料の額(学教法施行規則第169条第1項))を変更しようとするとき、又は認証評価の業務の全部若しくは一部を休止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。(学教法第110条第5項)

手続き規則(添付資料6)において以下のとおり規定しており、事項を公表すると共に、評価に対して保有する情報は可能な限り、適切な方法により提供するとしている。

第16条 本連盟は、以下の各号に定める事項を本連盟のウェブサイト に掲載する等の方法により公表するとともに、これらを変更しようとする ときは、あらかじめ文部科学大臣に届け出るものとする。

- ①名称及び事務所の所在地
- ②役員の氏名
- ③評価の対象
- ④大学評価基準及び評価方法
- ⑤評価の実施体制
- ⑥評価の結果の公表の方法
- ⑦評価の周期
- ⑧評価にかかる手数料の額